

布田小地区ハッピータウン協議会 会則

第1条（名称）

本会は、「布田小地区ハッピータウン協議会」と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、布田小地区ハッピータウン協議会会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、布田小学校地区に暮らし、また、活動するすべての人々を結ぶネットワークを築き、世代を超えた絆を深めることで、互いに協力し連携し合える、安全で安心ないきいきとした地区をつくることを目的とする。

第4条（活動の原則）

- 1 本会は、特定の個人及び営利法人等の団体の利益を目的とした活動並びに特定の宗教団体及び政治団体のための活動をしてはならない。
- 2 本会は、地域住民の理解のもとに公正で透明な運営を行うため、個人情報保護に配慮しながら、活動に関する情報の公開に努めるものとする。

第5条（活動）

本会は、第3条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）地域住民や各種団体のネットワークの構築に関すること。
- （2）地域の情報の共有に関すること。
- （3）地域課題の協議及び検討に関すること。
- （4）地域の連携・協力に基づく公益的なまちづくりに関すること。
- （5）地域内の相互補完の調整に関すること。
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要と認められる活動に関すること。

第6条（活動及び会計年度）

本会の活動及び会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7条（会員）

本会は、布田小学校区とその近隣の居住者及び諸団体・事業所等に所属する人が自由に参加できる。

第8条（総会）

- 1 定例総会は、毎年度終了後2ヶ月以内に会長が招集し、次の事項について決議する。
 - （1）活動報告及び決算報告の承認
 - （2）活動方針、活動計画及び予算の承認
 - （3）運営委員の選任
 - （4）役員を選任
 - （5）会則の改正及び廃止
 - （6）その他の重要事項
- 2 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選任する。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

第9条（運営委員会）

- 1 本会は、本会を運営するために運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、原則として、2ヶ月に1回開催することとし、会長が招集する。また、会長以外の運営委員から開催の要請があったときは、臨時運営委員会を開催することができる。
- 4 運営委員会は、第5条第1項各号に掲げる活動を協議するとともに、総会で決議された事項の執行の決定を行う。
- 5 運営委員会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、会長の裁決するところによる。

第10条（運営委員）

- 1 運営委員は、第7条の会員の中から選出し、総会の決議を経て選任する。
- 2 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する総会

の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 運営委員が任期途中で辞任した場合、その補充については、運営委員会において選任する。
その場合、後任の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 運営委員は、運営委員会において決定した事項を執行する。

第11条（役員会）

- 1 本会は、運営委員会の運営を有効かつ円滑に執行するために役員会を置く。
- 2 役員会は、会長、副会長、総務及び会計をもって構成する。
- 3 役員会は、原則として、会長が招集する。また、会長が必要と認めるときは、役員以外の者を出席させることができる。
- 4 役員会は、運営委員会が決議した執行事項を実施するにあたっての具体的手順などの協議・調整を行う。
- 5 役員会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、会長の裁決するところによる。

第12条（役員）

- 1 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 4人以内
 - (3) 総務 5人以内
 - (4) 会計 3人以内
- 2 前項各号の役員は、運営委員の中から選出し、総会の決議を経て選任する。
- 3 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 役員が任期途中で辞任したことにより欠けた場合、その補充については、会長が選任する。
その場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、本会を代表し、会の活動を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、前項の職務を代行する。
- 7 総務は、本会の円滑な運営を図るため、事務を担当する。
- 8 会計は、本会の経理を担当する。

第13条（監事）

- 1 監事は、第7条の会員の中から選出し、総会の決議によって2人を選任する。
- 2 監事は、本会の活動の状況を監査するため、運営委員会及び役員会へ出席して意見を述べることができる。また、監事は、監査を行い、監査報告書を作成し、定例総会で監査報告を行う。
- 3 監事の任期は、運営委員の任期規定（第10条第2項）を準用する。

第14条（経費）

本会の経費は、調布市の助成金及び寄付金等をもって充当する。

第15条（個人情報の保護）

本会の活動で知り得た個人情報については、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、その取扱いには適正を期するものとする。

第16条（雑則）

本会則に定めるものの他必要な事項は、運営委員会で定める。

附則

- 1 本会則は、調布市の認可があった日から施行する。
- 2 調布市の認可があった日から平成24年3月31日まで、第10条第1項に規定する運営委員の選任及び第12条第2項に規定する役員の選任については、運営委員会において選任の決議を行い、総会の決議を要しない。

布田小地区ハッピータウン協議会

平成23年度 活動方針及び活動計画

◆活動方針◆

布田小学校地区における地区協議会の設立初年度に当たり、会則に掲げた「安全で安心ないきいきとした地区をつくる」ために、以下の3点を基本姿勢として活動に当たります。

- 1 地区協議会の周知に努め、ネットワークを形成する。
- 2 協力者を増やし、地域の輪を広げ、地区協議会の基盤づくりを行う。
- 3 地域課題を共有し、地域の連携に重点を置いた活動を展開する。

◆活動計画◆

1 地域内のネットワークづくりに関すること

(1) 地域情報の共有の推進

地区協議会を周知するとともに、地域の連帯感を高めるため、諸団体のイベントや地域の話題など地域情報の共有を推進します。

(2) 交流の推進

地域交流の輪を広げ、地域全体がより連携・協力できる基盤をつくるため、運営委員会の開催を基本に地域諸団体の交流を推進します。

2 地域の安全・安心に関すること

(1) 防災対策の推進

地域の連携・協力による防災対策を推進します。

(2) 防犯・交通安全対策の推進

地域の連携・協力による防犯・交通安全対策を推進します。

3 その他、地域の福祉の増進に関すること

会則に掲げた「安全で安心ないきいきとした地区をつくる」ため、その他布田小学校地区の特性を踏まえた活動に取り組みます。

布田小地区ハッピータウン協議会

平成23年度 予算

(平成23年7月3日～平成24年3月31日)

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	備考
1 調布市地区協議会助成金	470,000	
(1) 基本運営費	90,000	月額1万円以内
(2) まちづくり活動推進事業費	380,000	年額38万円以内
収入合計	470,000	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	備考
1 事務費	90,000	
(1) 事務費	30,000	事務用品等
(2) 会議費	30,000	資料等印刷, 会議お茶等
(3) 通信費	30,000	連絡用通信費(郵送料等)
2 事業費	380,000	
(1) 広報・交流推進費	200,000	広報紙発行, 交流諸経費
(2) 防災対策費	70,000	防災備品購入等
(3) 防犯・交通安全対策費	70,000	パトロール用消耗品購入等
(4) 地域福祉増進費	40,000	スポーツ, 健康, 環境, 美化等の活動費
支出合計	470,000	

布田小地区ハッピータウン協議会 運営委員

運営委員

	名前	所属	備考
1	河内 信郷	地区ボランティア有志	
2	斉藤 厚子	地区ボランティア有志	
3	野口 潤	地区ボランティア有志	
4	依田 耕児	地区ボランティア有志	
5	関口 謙二	多摩川自治会	
6	小久保 弘	桜丘睦会	
7	澤口 孝行	桜丘睦会	
8	小川 保雄	布田西部自治会	
9	新田 重彦	布田西部自治会	
10	山口 勉	布田西部自治会	
11	小泉 伸子	布田南部自治会	
12	杉山 幸昌	布田南部自治会	
13	山本 光則	布田南部自治会	
14	久場 兼三	染地一丁目自治会	
15	松井 利夫	染友自治会, 民生委員・児童委員	
16	石塚 絹代	民生委員・児童委員	
17	荘司 和代	民生委員・児童委員	

	名前	所属	備考
18	中谷 俊一	布田小学校開放運営委員会	
19	金山 耕治	布田小学校P T A	
20	矢幡 秀治	布田小学校P T A	
21	清水 節子	健全育成推進布田地区委員会	
22	鈴木 啓子	健全育成推進布田地区委員会	
23	林田 紀子	健全育成推進布田地区委員会	
24	青木 久知	調布市消防団第4分団	
25	斉藤 修太郎	調布市消防団第4分団	
26	井口 中	布田小学校 校長	
27	山口 節子	染地児童館 館長	
28	小野崎 満	郷土博物館 館長	
29	木内 洋	こころの健康支援センター	
30			
31			
32			
33			
34			

布田小地区ハッピータウン協議会

役員及び監事

役員

役職	役割	名前
会長	総括	依田 耕児 (地区ボランティア有志)
副会長 (4人以内)	会長のサポート (部会を設けた場合、 各部会のリーダーと なりうる)	中谷 俊一 (布田小学校開放運営委員会)
		林田 紀子 (健全育成推進布田地区委員会)
		山口 勉 (布田西部自治会)
		山本 光則 (布田南部自治会)
総務 (5人以内)	事務担当 (運営委員会開催通 知の発送, 会議資料・ 議事録の作成など)	河内 信郷 (地区ボランティア有志)
		澤口 孝行 (桜丘睦会)
		荘司 和代 (民生委員・児童委員)
		矢幡 秀治 (布田小学校PTA)
会計 (3人以内)	経理担当 (出納管理, 予算・決 算の作成)	斉藤 厚子 (地区ボランティア有志)
		野口 潤 (地区ボランティア有志)

監事

役職	役割	名前
監事 (2人)	活動・会計の監査	春日原 秀隆 (学校評議員)
		中川 久子 (老人会きらら)

布田小地区ハッピータウン協議会 組織図概要

